

税・使用料の減免等

1. 所得税および市民税・県民税の障がい者控除

所得税…沖縄税務署 TEL: 938-0031 ※自動音声案内

市民税・県民税は…市民税課 TEL: 939-1212 内線: 3252 ~ 3255

納税者自身または同一生計配偶者および扶養親族が税法上の障がい者に該当する場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

		納税者本人の場合	納税者の同一生計
所得控除の判定時期	所得税	その年の12月31日 (その人が、その年の中途において死亡または出国した場合には、その死亡または出国の時)の現況によって判定します。	その年の12月31日 (納税者がその年の中途において死亡または出国した場合にはその死亡または出国の時)の現況によって判定します。ただし、対象者がその当時に既に死亡している場合には、その死亡時の現況によって判定します。
	市・県民税	課税年度の前年の12月31日の現況によって判定します。	課税年度の前年の12月31日の現況によって判定します。ただし、対象者がその当時に既に死亡している場合には、その死亡時の現況によって判定します。
		障がい者	特別障がい者
税法上の障がい者の範囲			① 精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある人。
		① 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターもしくは精神保健指定医の判定により、知的障がい者と判断された人(療育手帳B1またはB2の交付を受けている人)	② 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターもしくは精神保健指定医の判定により、重度の知的障がい者と判定された人(療育手帳A1またはA2の交付を受けている人)
		② 精神保健および精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人(2級または3級)	③ 精神障害者保健福祉手帳に、精神保健および精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障がい等級が1級と記載されている人
		③ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある人として記載されている人(3級から6級まで)	④ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいの程度が1級または2級と記載されている人
		④ 戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている人	⑤ 戦傷病者特別援護法第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に精神上または身体上の障がいの程度が恩給法別表第一号表ノ二の特別項症から第3項症までの人
		⑤ 精神または身体に障がいのある年齢65歳以上の人で、その障がいの程度が「障がい者の範囲の①または③」に掲げる人に準ずるものとして市町村長等や福祉事務所の認定を受けている人	⑥ 精神または身体に障がいのある年齢65歳以上の人で、その障がいの程度が「特別障がい者の範囲」の①、②または④に掲げる人に準ずるものとして市町村長等や福祉事務所の認定を受けている人。
控除額	所得税	所得金額から27万円の控除	⑦ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人。 ⑧ 常に就床を要し、複雑な介護を要する人。
	市・県民税	所得金額から26万円の控除	所得金額から40万円の控除 ※同居特別障がい者に該当する場合、所得金額から75万円の控除 所得金額から30万円の控除 ※同居特別障がい者に該当する場合、所得金額から53万円の控除

2. 市民税・県民税の障がい者非課税

市民税課 TEL: 939-1212 内線: 3252 ~ 3255

対象

賦課期日(1月1日)において、納税者本人が税法上の障がい者に該当する場合。

内容

本人の前年の合計所得金額が135万円以下のときは、所得割と均等割が非課税となります。

3. 相続税等の障がい者控除

沖縄税務署 TEL: 938-0031

対象者

① 相続税の障がい者控除

相続(遺贈を含む)により財産を取得した相続人が日本国内に住所を有する障がい者で、かつ、法定相続人である場合には、その者の相続税額から、障がい者控除として相続開始の日の年齢(1年未満切捨て)からその者が満85歳に達するまでの年齢1年につき、特別障がい者の場合には20万円、一般障がい者の場合には10万円を乗じて計算した金額が控除できます。この場合、障がい者控除を受けることができる金額がその者の相続税額を超える場合には、その超える金額をその者の扶養義務者で同一の被相続人から相続(遺贈を含む)により財産を取得した者の相続税額から控除できます。

② 特別障がい者等に対する贈与税の非課税

日本国内に居住する特定障がい者(特別障がい者または特別障がい者以外で精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にあるなどその他の精神に障がいがある者として一定の要件に当てはまる人)が特定障害者扶養信託契約に基づいて信託受益権を贈与により取得した場合には、その信託の際に「障害者非課税信託申告書」を信託会社などの営業所を経由して特定障がい者の納税地の所轄税務署長に提出することにより、信託受益権の価額(信託財産の価額)のうち6,000万円(特別障がい者以外の者は、3,000万円)までの金額に相当する部分については贈与税はかかりません。

③ 心身障害者扶養共済制度に基づく給付金等の非課税

身体または精神に障がいのある者またはその者を扶養する者が、条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利を取得した場合には、相続税、贈与税は課税されません。

4. 軽自動車税(種別割)(軽自動車・原付・軽二輪・小型二輪)の減免

市民税課 TEL: 939-1212 内線: 3256・3258

対象

賦課期日(4月1日)において、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方

内容

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方は減免されます。また、各手帳を交付されている方と運転者の世帯が違えば、福祉事務所長が発行する、「生計同一証明書(※1)」または「常時介護証明書(※2)」の提出ができる場合のみ、減免の対象となります。

申請場所

市民税課窓口

必要なもの

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 自動車検査証
- 納税通知書
- 戦傷病者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 運転者の運転免許証
- 申請人の身分を証するもの
- 「生計同一証明書(※1)」「常時介護証明書(※2)」は、障がい福祉課で発行しています。

5. 個人事業税

コザ県税事務所 課税班 TEL: 894-6501

対象

両眼の視力を喪失した方その他これに類する政令で定める視覚障がいのある方。

内容

両眼の視力を喪失した方その他これに類する政令で定める視覚障がいのある方で、あんま、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を個人で行っている方は課税されません。また、身体障害者手帳等を交付されている方についても、詳しくは県税事務所にお問い合わせください。

6. NTT 電話番号案内料の免除

TT 西日本 ふれあい案内担当 TEL: 0120-104-174

平日 午前9時~午後5時(土日祝日、年末年始を除く)

対象

- ① 身体障害者手帳を交付されている次の方
 - 視覚障がい1級~6級
 - 肢体不自由1級、2級(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)
 - 聴覚障がい2級、3級、4級、6級
 - 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい3級、4級
- ② 戦傷病者手帳を交付されている次の方
 - 視力の障がい: 特別項症~第6項症
 - 上肢の障がい: 特別項症~第2項症
 - 聴覚の障がい: 第2項症、第4項症
 - 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい: 第1項症、第2項症、第4項症
- ③ 療育手帳を交付されている方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳を交付されている方

内容

電話帳の利用が困難な視覚・上肢、聴覚、音声機能、言語機能又はそしゃく機能などの不自由な方、知的障がいや精神障がいのある方を対象に、無料で電話番号をご案内します。
※ご利用前に事前に登録が必要です。

7. NHK 放送受信料の免除

障がい福祉課 給付係

TEL: 939-1212 内線: 3152・3154・3165

全額免除

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかを交付されている方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合。

半額免除

以下の障がいの認定を受けている方が住民基本台帳法にいう世帯主で、かつNHKとの受信契約者である場合

- ① 視覚障がい者または聴覚障がい者
- ② 身体障害者手帳 1・2 級
- ③ 療育手帳
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級

必要なもの

- 身体障害者手帳
 - 療育手帳
 - 精神障害者保健福祉手帳
 - 印鑑（認印可）
- ※障がい福祉課が減免申請書を発行します。

8. 自動車税（種別割）・自動車税（環境性能割）の減免

（種別割）コザ県税事務所

TEL: 894-6502 沖縄市美原 1-6-34

（環境性能割）県自動車税事務所

TEL: 879-1627 浦添市湊川 500-10

対象（県のホームページを参考にしています）

① 身体障害者手帳を交付されている方

下表による障がいの程度の該当する方。

（○：該当、×：非該当）

※障害が複数にわたる場合は、障害の合計指数による認定等級で判断します。また、生計同一者および常時介護者運転については等級の範囲が異なる場合があります。

本人が所有する自動車を本人が運転する場合							
障害 / 級別	該当する障害程度						備考
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
視覚障害	○	○	○	○	×	×	
聴覚障害		○	○	×		×	
平衡機能障害			○		×		
音声機能障害			○	×			
上肢不自由	○	○	×	×	×	×	
下肢不自由	○	○	○	○	○	○	
体幹不自由	○	○	○		○		
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	○	○	×	×	×	×	一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く
心臓機能障害	○		○	×			
腎機能障害	○		○	×			
呼吸器機能障害	○		○	×			
ぼうこうまたは直腸の機能障害	○		○	×			
小腸の機能障害	○		○	×			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○	○	×			
肝臓機能障害	○	○	○	×			

身体障害者と生計を同一にする者が自動車を運転するまたは所有する場合							
障害 / 級別	該当する障害程度						備考
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
視覚障害	○	○	○	○	×	×	
聴覚障害		○	○	×		×	
平衡機能障害			○		×		
音声機能障害			○	×			
上肢不自由	○	○	×	×	×	×	
下肢不自由	○	○	○	○	○	○	
体幹不自由	○	○	○		○		
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	○	○	×	×	×	×	一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く
心臓機能障害	○		○	×			
腎機能障害	○		○	×			
呼吸器機能障害	○		○	×			
ぼうこうまたは直腸の機能障害	○		○	×			
小腸の機能障害	○		○	×			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○	○	×			
肝臓機能障害	○	○	○	×			

② 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証を交付されている方

療育手帳 A1・A2	該当
精神障害者保健福祉手帳 1 級かつ自立支援医療受給者証所持者	
療育手帳 B1・B2	非該当
精神障害者保健福祉手帳 2 級・3 級	

内容

障がいのある方のために使用される自動車で一定の要件を満たす場合において自動車税（種別割・環境性能割）の減免が受けられます。また、特種用途自動車（8 ナンバー）のうち「身体障害者輸送車（車いす移動車）」または「入浴車」については専ら身体障がい者等の利用に供すると認められる場合、自動車税（種別割・環境性能割）を減免できる場合があります。詳しくは沖縄県税コールセンター（098-943-5021）へお問い合わせください。

減免申請期限

- 種別割……すでに自動車を所有している場合は納期限まで。新たに自動車を購入した場合は登録（取得）の日から 30 日以内
- 環境性能割…登録（取得）日から 30 日以内

9. 工事に伴う固定資産税（家屋）減免措置

資産税課 家屋係 TEL:939-1212 内線:2256・2257

内容

改修工事が完了した翌年度分の家屋に係る固定資産税の3分の1を減額する制度です。ただし一戸あたり100㎡分までが対象となります。

※法律改正等により、要件等が変更になる場合があります。

申告書等、詳しくは資産税課にお問い合わせください。

※この減額措置に1戸または一の専有部分について、1回限りとなります。

対象家屋

前提となる対象条件として、次の各号をすべて満たすもの

- ① 新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く）であること。
- ② 次のいずれかの方が居住する住宅であること。
 - 65歳以上の方
 - 要介護認定または要支援認定を受けている方
 - 障がいのある方
- ③ 人の居住の用に供する部分の割合が、延床面積の2分の1以上であること。
- ④ 改修後の住宅の床面積（区分所有家屋の場合は専有面積）が50㎡以上280㎡以下であること
- ⑤ 他の固定資産税の減額を受けていないこと。また、以前にバリアフリー改修工事に係る減額を受けたことがないこと。ただし、熱損失防止改修（省エネルギー改修）住宅の減額のみ併用可能。

工事要件

工事要件として、次の各号をすべて満たすもの

- ① 平成28年4月1日から令和8年3月31日までに改修工事が完了していること。
- ② 次の改修工事のいずれかが行われていること。
 - 廊下の拡幅
 - 階段の勾配の緩和
 - 浴室の
 - 便所の改修
 - 手すりの取付け
 - 床の段差の解消
 - 引き戸への取替え
 - 床表面の滑り止め化

必要なもの

- バリアフリー改修に伴う減額申告書
 - 納税義務者の住民票の写し
 - 改修工事に係る明細書（当該改修工事の内容および費用の確認ができるもの。）工事内容を示す書類は、建築士、登録性能評価機関等による証明で代替可
 - 改修工事箇所の図面または写真（改修前・改修後）
 - 領収書（改修工事費用を支払ったことを確認することができるもの。）
 - 補助金等の交付や給付を受ける場合は、交付や給付決定を受けたことを確認することができる書類
- ※適用を受けるためには、改修後3か月以内に市に申告していただく必要があります。期限内に申告できない場合はお問い合わせください。
- ※市外在住の方は上記以外に書類が必要になる場合がありますので、お問い合わせください。

スポーツ・レクリエーション

1. 沖縄市スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

NPO 法人 沖縄市障がい者福祉協会

TEL:938-3480 FAX:988-5554

一般社団法人 サンビスカス沖縄

TEL:989-4695 FAX:989-4696

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため、および障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会等を開催し、障がい者スポーツに触れる機会等を提供するために開催されます。開催時期、内容についてはお問い合わせください。

2. 沖縄県身体障害者スポーツ大会

社会福祉法人 沖縄県身体障害者福祉協会

TEL:851-3455 FAX:851-3855

NPO 法人 沖縄市障がい者福祉協会

TEL:938-3480 FAX:988-5554

県内の身体障害者がこの大会に参加し、協議等を通じスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的に開催されます。

競技種目

陸上競技、フライングディスク競技、水泳競技、卓球競技（サウンド・テーブル・テニスを含む）、アーチェリー競技

3. 沖縄県ゆうあいスポーツ大会

公益社団法人 沖縄県手をつなぐ育成会

TEL:882-5727 FAX:882-5720

沖縄県内の知的障がい者スポーツの発展を図るとともに、相互親睦、社会の理解と認識を高め、ひいては知的障がい者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として開催されます。

4. 全国障害者スポーツ大会

内容

障がい者が、スポーツを通じて社会参加を図り、多くの人々との交流により障がい者に対する社会の理解を深める大会です。平成13年度から、身体障がい者の部と知的障がい者の部が同時に開催されており、陸上競技、水泳、車いすバスケットボール等の協議や、さまざまな交流イベントが開催されます。